

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第90号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第90号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第 90 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和3年厚生労働省令第55号)

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記1に伴い、障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするもの
- (2) 上記1に伴い、障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができることとするもの

3 施行期日

令和3年7月1日

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第3条）	第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 療養介護（第4条～第32条の2）	第2章 療養介護（第4条～第32条の2）
第3章 生活介護（第33条～第50条）	第3章 生活介護（第33条～第50条）
第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条）	第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条）
第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）	第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）
第6章 就労移行支援（第61条～第69条）	第6章 就労移行支援（第61条～第69条）
第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条）	第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条）
第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条）	第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条）
第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）	第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）
<u>第10章 雑則（第91条）</u>	<u>（新設）</u>
附則	附則
<u>第10章 雑則</u>	<u>（新設）</u>
<u>（電磁的記録等）</u>	
<u>第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これら</u>	<u>（新設）</u>
<u>に類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、</u>	
<u>謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識</u>	
<u>することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条</u>	
<u>において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次</u>	
<u>項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る</u>	
<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識する</u>	
<u>ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理</u>	
<u>の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>	
<u>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その</u>	
<u>他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規</u>	

改正後	改正前
<u>定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>	